

「福岡市介護給付費算定に係る体制等に関する届出受付等業務委託に係る提案競技」
に関する質問と回答

令和7年11月27日

項番	質問		回答
	項目	内容	
1	スケジュールについて	①スケジュールに示す期日に貴市様へ成果物を提出するとありますが、不備・補正の補正をお願いしても、期日までに補正提出がなかった申請はどのような扱いになりますでしょうか。 ②計画関係業務において、受託者側で補正等が完了したと判断された申請分は、成果物の提出期限前に、貴市様の事前チェックはありますか。	①介護サービス事業所等が補正に応じない場合は、届出等を不受理として処理します。適宜、発注者へ相談のうえ対応してください。 ②発注者による納品前の事前確認は、基本的に行いません。
2	予定数量・委託料について	予定数量を大幅に超えた場合は、委託料の追加等がございますでしょうか。	契約変更の協議を行うこととなります。
3	前回実施時の実績	①前回実施時の、補正率(全体の件数に対して、最低1回の補正が発生が発生した申請数の割合)はどのくらいでしょうか。 ②また、紙申請、オンライン申請の割合を教えてくださいいただけますでしょうか。	①前回実施時の補正率については、記録・集計を行っていないため、数値としての実績はございません。 ②令和7年4月～9月におけるオンライン申請率は、50.90%です。
4	配点表・審査項目について	①配点表では「審査が迅速であること」「不備対応の仕組み」「偏りのない審査体制」が重要視されています(資料3の評価基準より)。よって、現行業務の課題として市側が負担に感じている部分が何か教えて頂きたいです。 ②(資料3の評価基準より)・個人情報管理の要件(水準)はPマーク、ISO27001/JISQ27001の認証、認証状況・具体的な情報管理体制とあるが、認証が必ず必要なのでしょうか。	①介護事業所からの届出を、基準に則り、遅滞なく審査することが重要であり、そのような観点を踏まえ配点をしております。 ②本委託では、介護サービス事業所等の従業者に関する個人情報を取り扱うため、情報セキュリティに関する認証(プライバシーマーク、ISO27001/JIS Q 27001)は必須としております。